

かながわ脱炭素推進会議設置要綱

(目的)

第1条 「2050年の脱炭素社会」の実現に向けて、企業、大学、自治体、金融、団体・県民など産学官金民の地域の様々な主体との連携・共創の取組を促進することで、地域からの脱炭素の推進を目指すことを目的に、かながわ脱炭素推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「かながわ脱炭素ビジョン 2050」等脱炭素に係るテーマに基づく、地域脱炭素の実現に係る課題や具体策等についての検討及び事業の実施、取組成果の県民や関係企業・団体等への情報提供
- (2) 各参画団体の取組等の情報共有・情報交換等
- (3) 国等の脱炭素に関連した取組との連携
- (4) その他、地域脱炭素の推進に関する事業

(組織)

第3条 推進会議に、「運営委員会」と、「かながわ脱炭素共創プラットフォーム」を置く。

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、別表に規定する団体から選出された運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会に、会長と副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、運営委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 運営委員の任期は1年とし、任期途中で異動等により選出された後任の運営委員の任期は前任者の残任期間とする。また、各団体からの申し出がない限り更新されるものとする。

(総会)

第5条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、推進会議の事業計画・収支予算、事業報告及び決算、その他推進会議の運営に関する重要事項について審議し、議決する。
- 3 総会は、運営委員の2分の1の出席をもって開会し、推進会議の議決は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 会長が必要と認めるときは、関係者を推進会議に出席させることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、推進会議が処理すべき事項のうち、軽易なものについて専決処分することができる。また、やむを得ない事由で推進会議を開催できない場合に、早急に決定を要する事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の推進会議で報告するものとする。

(かながわ脱炭素共創プラットフォーム)

第7条 かながわ脱炭素共創プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）は、脱炭素に係る具体的な議論や連携・共創の取組を行う。

2 プラットフォームには、運営委員会で選定されたテーマごとにプロジェクトを設定し、課題の検討等を行う。

3 プロジェクトのメンバーは、運営委員会において決定する。

(プラットフォーム参画団体)

第8条 別表に規定する団体以外の団体は、運営委員会の承認により、「プラットフォーム参画団体」として、推進会議の取組に参加することができる。

(監事)

第9条 推進会議に監事2名を置く。

2 監事は、推進会議の業務及び会計を監査し、推進会議総会に報告する。

3 監事の任期は1年とし、任期途中で異動等により選出された後任の監事の任期は前任者の残任期間とする。また、各団体からの申し出がない限り更新されるものとする。

(顧問)

第10条 推進会議に顧問を置くことができる。

(事務局)

第11条 事務局を神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 「かながわ地球環境保全推進会議設置要綱」は、令和5年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

4 この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表

区分	団体
産	一般社団法人神奈川県経営者協会
	一般社団法人神奈川経済同友会
	神奈川県中小企業団体中央会
	神奈川県商工会議所連合会
	神奈川県商工会連合会
学	横浜国立大学
	公益財団法人地球環境戦略研究機関
官	神奈川県
	市※
	町村※
金	一般社団法人横浜銀行協会
	神奈川県信用金庫協会
	神奈川県信用組合協会
民	神奈川県消費者団体連絡会
	神奈川県地球温暖化防止活動推進センター

※県内 33 市町村は、全て運営委員会に参画するが、会議（総会）には、
1 市・1 町村が代表して出席し、代表市・町村は 1 年ごとの輪番制とする。